

本別町水道料金・下水道使用料

【水道料金・営農用水道使用料 料金表】

(月額・税込)

用途		基本水量	料金	
			基本料金	超過料金 1 m ³ 当り
家事用	一般家庭用に用いるもの（貸間・アパートを含む）	8 m ³	1,980 円	261.8 円
家事・ 営農兼用	耕作地及び畜舎等と隣接する住居で家事及び営農に用いるもの（一経営に対し一戸）	8 m ³	1,980 円	(超過 7 m ³ まで) 261.8 円 (超過 8 m ³ 以降) 138.6 円
業務用	官公署、学校、事務所、病医院、寺院、教会、食品業、自動車修理業、自動車運送業、写真業、理容業、美容業、料理店、飲食店、旅館業、卸売市場、興行場	12 m ³	3,432 円	297 円
工業用	工場において製造に使用するもの	40 m ³	11,330 円	297 円
浴場用	浴場業に用いるもの	100 m ³	11,330 円	121 円
営農用	防除及び畜舎等の農業用施設に用いるもの	1 m ³ 当り	138.6 円	—
臨時用	工事その他臨時に用いるもの	1 m ³ 当り	610.5 円	—

注) 消費税 10%を加算した税込表示としているため、一部超過料金に小数点第 1 位の端数を記載していますが、請求時には超過料金を計算し、小数点以下切捨てとなります

【公共下水道使用料 料金表】

(月額・税込)

用途		基本水量	料金	
			基本料金	超過料金 1 m ³ 当り
一般用	一般の汚水	8 m ³	1,386 円	176 円
浴場用	公衆浴場の汚水	100 m ³	3,575 円	33 円

料金の軽減

一般家庭用のうち、次に該当する世帯に属する方は、水道料金・下水道料金ともに基本料金の 3 分の 1 に相当する額を軽減します（本人による申請が必要です）。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 町民税所得割非課税の次の世帯
 - ア 法律に定める母子・父子世帯等
 - イ 身体障害者手帳の 1 級または 2 級に該当する方がいる世帯
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の 1 級に該当する方がいる世帯
 - エ 療育手帳で A 判定に該当する方がいる世帯
 - オ 65 歳以上の独居世帯または世帯主が 70 歳以上の夫婦世帯

(参考)

料金の区分	基本水量	基本料金	超過料金 1 m ³ 当り
水道料金	8 m ³	1,320 円	261.8 円
下水道料金	8 m ³	924 円	176 円

水道・下水道の利用にあたって

本別町の水道料金・下水道使用料等の算定方法、お支払い方法、使用の上の注意点などを以下に記載しておりますのでご一読ください。

①水道メーター検針日

毎月25日～28日ころ。委託業者の検針員が検針に伺います。

②水道料金・下水道使用料等の算定

1 ページ料金表により、毎月、水道メーターにて検針した水量に応じて算定いたします。

(下水道使用料も水道メーターの検針値を基に算定いたします)

用途はお客様の使用の用途により決定させていただきます。通常の一般家庭での使用は水道料金「家事用1」、下水道使用料「一般用」となりますが、別な用途でご使用する場合は事前にお知らせください。

なお、個別排水処理施設(合併浄化槽)をご使用の方の下水道使用料は、3 ページ⑨に掲載しています。

③料金・使用料のお知らせ方法

検針時に検針お知らせ票をポストに投函しますので、この検針票で請求額を確認願います。近くにポストがない水道・下水道については、後日郵送にて請求額をお知らせします。

※この検針票は納付書の代わりとはなりませんのでご注意ください。

④請求日

検針の翌月10日ころ。毎月請求となります。(口座振替の方には、検針お知らせ票のみでの請求となり、請求書等は送付しません)

⑤水道料金・下水道使用料等の納期限

毎月25日(土・日曜日・祝日の場合は翌営業日)です。

⑥水道料金・下水道使用料等を納入されない場合

納期限を過ぎても水道料金・下水道使用料等を納入されない場合は納期限の20日後を目処に督促状を送付させていただきます。

水道料金を長期に渡り納入されない場合は給水停止の措置を取らせていただく場合もあり、場合によっては延滞金も発生しますので、必ず納期限内での納入をお願いします。

⑦月の中途において水道・下水道の使用を開始・中止した場合

使用日数が15日以下で、かつ、使用水量が(用途区分ごとの)基本水量の2分の1以下のときは基本料金の2分の1の額となります。ただし、日数が15日を超えたとき、または水量が2分の1を超えたときは通常の1ヶ月の料金となります。

⑧水道料金・下水道使用料等の納入方法

お客さまには、次の A または B のいずれかを選択していただきます。

A. 自主納入

金融機関または役場の窓口へ納入通知書を持参し現金で納付する方法です。
毎月 10 日頃にご自宅へ納入通知書を郵送しますので、納期限までに納入をお願いします。
お客様に行っていただくお手続きは特にありません。

【納入できる金融機関・窓口】

- ・本別町役場出納窓口 ・北洋銀行本・支店 ・帯広信用金庫本・支店
- ・本別町農業協同組合 ・北海道銀行本・支店 ・北海道内のゆうちょ銀行又は郵便局

B. 口座振替

お客様の銀行口座から自動的に引き落としとなる納付方法です。引落日は納期限日の毎月 25 日（土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）です。
残高不足等により引き落としができないこととしないようご注意願います。

【口座振替を利用できる金融機関】

- ・北洋銀行本・支店 ・帯広信用金庫本・支店 ・本別町農業協同組合 ・ゆうちょ銀行

【口座振替の手続きが必要です】

口座振替の利用を希望される方は、新たに振替の手続きが必要です。本別町役場建設水道課または各金融機関窓口にてお手続きください。

※ゆうちょ銀行のみ、口座に登録されている住所をご記入いただく必要があるため、不明な方は、ゆうちょ銀行窓口にてお手続きをお願いします。

手続きに必要なもの：通帳など口座番号がわかるもの、通帳の届出印

⑨個別排水処理施設使用料

個別排水処理施設（合併浄化槽）を設置している住宅の使用料は次の通りです。メーター検針はなく、毎月定額で使用料がかかります。使用料は年に 1 回年度当初または使用開始時にお知らせします。納入方法等は水道料金・下水道使用料と同様です。

【個別排水処理施設使用料 料金表】 (月額・税込)

浄化槽の規模	使用料
5 人槽	3,410 円
6 人槽	3,850 円
7 人槽	4,290 円
8 人槽	4,730 円
10 人槽	5,610 円
11 人槽以上	10 人槽の使用料に 1 人槽増すごとに 440 円を加算した額

⑩こんなときは届出をお願いします

水道・下水道をご利用する上で、次のような場合には本別町役場建設水道課まで届出をお願いします。

転出・転居・長期留守にする場合

転出・転居・長期の留守などにより水道・下水道の利用を中止・休止する時、休止していた水道を再び使用する時は、事前に建設水道課にご連絡ください（電話連絡でも可）。

特に中止・休止をする場合は届出をしないと料金が請求され続けますのでご注意ください。

経営を相続した場合や世帯主死亡等により名義を変更する場合

相続や死亡等により水道・下水道の名義を変更する際は、口座振替の新たな手続きが必要な場合などがありますので、建設水道課にご連絡ください。

⑪利用している水道の管理をお願いします

お使いの水道設備について、破損や漏水等がないよう、適切な管理をお願いします。万が一、漏水や故障があった場合の水道料金については、以下のとおりとなります。

【漏水があった場合の料金】

地下配管等、通常目視により確認ができない箇所での漏水、災害等不可抗力による漏水、日頃の水道設備管理によっても阻止できない水道事故が発生した場合は、漏水した水量分の料金を減額いたします。漏水水量が判定できない場合は直近の使用水量の平均値で使用水量を算定し、料金を請求させていただきます。

【蛇口の閉め忘れや水落とし忘れにご注意を】

蛇口の閉め忘れ（出しっ放し）や冬季の水落とし忘れによる水道管の凍結・破損等による漏水、利用者の方が所有の水道設備の管理を怠ったと判断される水漏れ等については、減額の対象となりませんのでご注意ください。

【水が濁った場合は】

お客さまの責任によらない、配水管の工事や火事による消火活動等で水の濁りが出る場合があります。この場合には、水の濁りが取れるまでご利用の水道にて水出しをお願いします。水を出していただいた時間数に応じて放出水量を推定し、減額させていただきます。

⑫その他

その他水道供給に関する契約事項は、民法による定型約款に関する規定に基づき「本別町水道事業給水条例」と「本別町水道事業給水条例施行規程」によりますのでご確認ください。

なお、条例および規程は本別町公式ホームページからご覧いただけます。

（トップページ → くらし・健康 → 水道・下水道 → 給水契約の定型約款）

不明な点がありましたら、次までお問い合わせください。

本別町役場 建設水道課 上下水道担当

電話：0156-28-0346

（平日 午前8時30分～午後5時15分）

（R6. 4. 1 改正）